

# 令和6年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案 目次

資料	項目	ページ
その1	別紙1-1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	5-85
	別紙1-2：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	86-136
	別紙1-3：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和7年8月施行】	137-141
	別紙2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	142-149
	別紙3-1：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	150-240
	別紙3-2：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	241-250
	別紙3-3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和7年8月施行】	251-253
その2	別紙4-1：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	254-316
	別紙4-2：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	317-342
	別紙5-1：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	343-395
	別紙5-2：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	396-433
	別紙5-3：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和7年8月施行】	434-436
	別紙6-1：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	437-451
	別紙6-2：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	452-461
	別紙7：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	462-466
別紙8：附則	467-478	

その 3	参考1：厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目	479-480
	参考2：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法	481-494
	参考3：厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	495-507
	参考4：厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数	508-523
	参考5-1：介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額	524-528
	参考5-2：介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額	529-533
	参考5-3：介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額	534-535
	参考6：厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準	536-538
	参考7：厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等	539-542
	参考8：厚生労働大臣が定める療法等	543-544
	参考9-1：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	545-561
	参考9-2：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	562-563
	参考9-3：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	564-571
	参考10-1：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額	572-574
参考10-2：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額	545-577	
参考10-3：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額	578-580	
参考11：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	581-582	

そ の 3	参考12：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額	583-586
	参考13-1：居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針	587-591
	参考13-2：居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針	592-595
	参考14：厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数	596-597
	参考15-1：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数	598-603
	参考15-2：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数	604-608
	参考16：介護保険法施行規則第四百十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準	609-610
	参考17：厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順	611-612
	参考18-1：厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域	613-616
	参考18-2：厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域	617-620
	参考19-1：厚生労働大臣が定める地域	621-623
	参考19-2：厚生労働大臣が定める地域	624-626
	参考20：厚生労働大臣が定める一単位の単価	627-637
	参考21-1：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	638-652
	参考21-2：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	653-657
	参考21-3：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	658-659
	参考22-1：厚生労働大臣が定める基準	660-744
	参考22-2：厚生労働大臣が定める基準	745-820

その 3	参考23-1：厚生労働大臣が定める施設基準	821-865
	参考23-2：厚生労働大臣が定める施設基準	866-870
	参考23-3：厚生労働大臣が定める施設基準	871-873
	参考24：経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針	874-878
	参考25：経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針	879-883
	参考26：看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針	884-888